

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

(医療機関で診断を受けられた方向け)



新型コロナウイルス感染症と診断をされた
重症化リスクの低い64歳以下のみなさまへ

※長崎県内に滞在している方を含む

- **療養中の体調変化や次の支援に関する相談**は、お住まいの市町に依じて、下記の連絡先にご相談ください。
- ◆ 宿泊療養施設へ入所したい
(※陽性者の確認を行ったうえで、窓口の保健所をご案内します。)
- ◆ パルスオキシメーターを貸与してほしい
- ◆ 食料品の調達がどうしても困難なため支援をしてほしい 等
- **療養中の体調変化等で医療機関の受診を希望される場合**には、まずは、診断を受けた医療機関又はかかりつけ医へご相談ください。

長崎市にお住まいの方

- 長崎市健康観察センター
0120-996-471 (24時間対応)



佐世保市内にお住まいの方

- 佐世保市健康観察センター
0120-99-2241(24時間対応)

それ以外の市町にお住まいの方

- 長崎県健康観察センター
0120-957-512 (24時間対応)

- ◆ 療養中の過ごし方、療養期間等については、下記QRコードでご確認ください。
新型コロナウイルス感染症と診断された方へ



療養中の過ごし方について

◆ ご自宅での過ごし方

- ・同居家族の方とは別室で、感染対策を取ってお過ごしください。
- ・保健所からの連絡はありませんので、ご自身で管理をお願いします。

◆ 療養期間について

①有症状の方

(a) (b)以外の方

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(*)後24時間経過した場合には8日目から解除可能です。
(*)症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触を避け、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

例示)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
発症日 9月1日	療養				症状軽快 9月6日	療養		療養解除	検温など自身で 健康状態の確認	



24時間

(b)現に入院している方(高齢者施設に入所している方を含む)(従来から変更なし)

発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除可能です。

② 無症状の方

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能です。(従来から変更なし)
加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除可能です。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触を避け、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

◆ 療養期間中の外出について

療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

◆ 濃厚接触者の待機期間等について

- ・同居家族の方は、全て濃厚接触者(自宅待機)となります。
- ・同居者の自宅待機等の期間は、陽性者との最終接触日の翌日から5日間です。

◆ 医療機関の受診について

体調変化や症状が続く等により受診を希望する場合は、平日・土曜の診療時間内に、診断を受けた医療機関又はかかりつけ医へご相談ください。
相談先がない場合には、おもて面に記載の健康観察センターへご相談ください。



◆ 夜間・休日の救急外来の受診について

体調がきつく、救急外来を受診するかどうか迷う場合は、健康観察センターへご相談ください。
また、救急車を呼ぶ必要がある症状の目安については、県ホームページをご確認ください。



◆ 療養証明書について

新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる代替書類として利用可能性のある書類を活用ください。
・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
・診療明細書(医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」(外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む)が記載されたもの)
・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
※上記書類で、保険会社が受理しなければ、診断を受けた医療機関へ相談してください。